

日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

調剤報酬全点数解説(2020年度改定版)

「在宅患者訪問薬剤管理指導料」(加算除く)

「在宅患者オンライン服薬指導料」

「居宅療養管理指導費」

作成:日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広 監修:日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

凡例

告示·通知

疑義解釈

MPSコメント

調剤薬局がやるべき内容

- ※4月14日修正点
- ・介護報酬改定に伴い、居宅療養管理指導費の内容を修正しました
- ・在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤に関する解説スライドを追加しました

資料No.20210414-1076-4

本資料は、2021年3月17日迄の情報に基づき、日医工(株)MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



日医工がお届けする 5 200-15 では、

調剤報酬の全点数 について詳細な解説資料をご用意しております



https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598

Stu-GE 調剤報酬全点数



調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数 資料掲載確認表(2021年5月14日時点)

日医工MPS

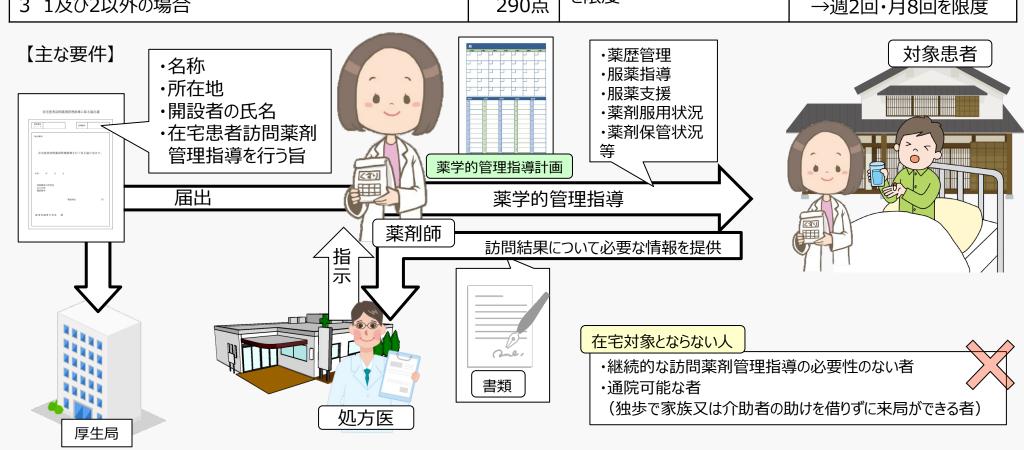
| 分類 | 点数名 | 要件 | 点数 | 資料名 | | Stu-GE | ヤクメド 動画記事 | ヤクメド 採録記事 |
|-------|---|--|---------|----------------------|------|--------------------|-------------------|-----------------|
| 薬学管理料 | | | | 「薬剤服用歴管理指導料(1~3、特例)」 | 1067 | https://stu- | https://yakumed.j | https://yakumed |
| | 薬剤服用歴管理指導料 | 処方箋受付1回につき | | | | ge.nichiiko.co.jp/ | p/articles/44 | p/articles/54 |
| | 来 | 処力減又刊1回にフさ | | | | mpi_documents/8 | | |
| | | | | | | <u>68</u> | | |
| | ① 3カ月以内に再来局(かつ 手帳による情 | | 43点 | | | | | |
| | 報提供) | | | | | | | |
| | ② D、 ③、 ④以外 | | 57点 | | | | | |
| | ③ 特別養護老人ホーム入所者 | | 43点 | | | | | |
| | 薬剤 脳田 | 3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は 算定不可 | 13点 | | | | | |
| | | | | 「薬剤服用歴管理指導料(4)」 | 1069 | https://stu- | https://yakumed.j | https://yakume |
| | ④ 情報通信機器を使用 | 月1回まで、各加算は算定不可 | 43点 | | | ae.nichiiko.co.ip/ | p/articles/57 | p/articles/67 |
| | (学) 情報連信機器で使用 | 月1回まで、日加昇は昇足不可 | ₩C+ | | | mpi documents/8 | | |
| | | | | | | <u>73</u> | | |
| | | | | 「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作 | 1074 | https://stu- | https://yakumed.j | https://yakume |
| | 麻薬管理指導加算 | | 22点 | 用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」 | | ge.nichiiko.co.jp/ | p/articles/55 | p/articles/60 |
| | /// A E E E E E E E E E E E E E E E E E | | 22/M | | | mpi documents/8 | | |
| | | | | | | 84 | | |
| | - Control Control Control | 残薬調整以外、残薬調整 | 40点、30点 | 1 | | | | |
| | 乳幼児服薬指導加算 | 6歳未満の乳幼児 | 12点 | | | | | |
| | | | | 「特定薬剤管理指導加算1,2」 | 1072 | https://stu- | https://yakumed.j | https://yakume |
| | 特定薬剤管理指導加算 1 | 厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 | 10点 | | | ge.nichiiko.co.jp/ | p/articles/51 | p/articles/59 |
| | IVALADI CI CINTERNATA I | TTO MEDICAL DELL'AND THE ALL DELL'AND TH | 20/11 | | | mpi documents/8 | | |
| | | | | | | <u>77</u> | | |
| | 特定薬剤管理指導加算2 | 抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで | 100点 | | | 1 | | |



15 在宅患者訪問薬剤管理指導料

在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問し、薬学的管理及び指導を行った場合に算定。

| 当該薬局が訪問薬剤管理指導を実施した患者数 | 点数 | 薬剤師における限度回数 | 対患者1人の上限回数 |
|------------------------|------|-----------------|------------------------|
| 1 単一建物診療患者が1人の場合 | 650点 | 1 から3、オンラインを合わせ | ・基本→月4回 |
| 2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 | 320点 | て薬剤師1人当たり週40回 | ・末期がん患者、 中心静脈栄養法の患者 |
| 3 1及び2以外の場合 | 290点 | を限度 | →週2回・月8回を限度 |



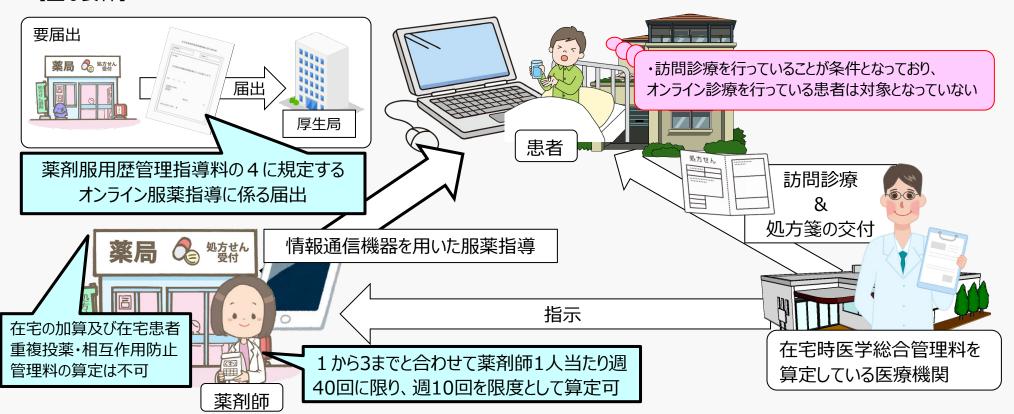


15注2 在宅患者オンライン服薬指導料

在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導(訪問薬剤管理指導と同日に行うものを除く)を行った場合

| 区 | 分 名称 | 点数 | 薬剤師1人当たり上限回数 | 対患者の上限回数 |
|---|--------------------------------------|-----|--|----------|
| 注 | 2 在宅患者オンライン服薬指導料 (情報通信機器を用いた服薬指導) | 57点 | 在宅患者訪問薬剤管理指導料1~3と 合わせ40回の限度の中で週10回を限度 | 月1回を限度 |

【主な要件】





居宅療養管理指導費(薬局)

| 主な算定要件(基本項目) | 改定前 | 2021年4月より | | | | |
|---|--------|---------------------|--|--|--|--|
| 在宅の利用者で通院が困難なものに対して、医師の指示により利用者宅を訪問し、薬学的な管理指導を行い、 医師に報告の上、介護支援専門員に対する必要な情報提供を行った場合に、月4回を限度に算定。 (末期の悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている者は、1週に2回、月8回を限度に算定) | | | | | | |
| (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 509 単位 | 517単位 <u>(+8単位)</u> | | | | |
| (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 377 単位 | 378単位 <u>(+1単位)</u> | | | | |
| (三)単一建物居住者10人以上に対して行う場合 | 345 単位 | 341単位 <u>(-4単位)</u> | | | | |
| 注2 オンライン服薬指導を行った場合(月1回に限り、加算は算定不可) | (新設) | 45単位 | | | | |
| 性别地域异定療养等理能通知管 15/100 庇萊等理能 | | | | | | |

| 中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100 | 特別地域居宅療養管理指導加算 | +15/100 | 麻薬管理指導加算 | | +100単位 |
|--|----------------|---------|----------|---------|--------|
| | | , | 8 | 加算は変更なし | |

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要

○ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末 までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

小数点以下第1位四捨五入。 ただし、1単位未満となる場合は小数点以下切り上げ。 (引用) 令和3年3月「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」



介護報酬と調剤報酬の比較(オンライン服薬指導)

| | 介護報酬(居宅療養管理指導費) | 調剤報酬(在宅患者訪問薬剤管理指導料) |
|------|--|---|
| 幸民酉州 | 45単位 | <u>57点</u> |
| 対象者 | 在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、 処方箋が交付された利用者であって、別に厚生労働大臣が定 めるもの(居宅療養管理指導費を月1回算定している者) | 在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、 処方箋が交付された患者であって、別に厚生労働大臣が定める もの(在宅患者訪問薬剤管理指導料を月1回算定している 者) |
| 算定要件 | 患者1人当たり月1回までで加算の算定不可 薬剤師1人当たりの<mark>算定回数の制限なし</mark> 施行通知に沿って実施 薬局内で指導 服薬指導計画の作成 原則同一薬剤師により対応 結果を文書で情報提供 手帳の活用 薬剤配送時は受領の確認 配送費は実費を徴収可 | ●患者1人当たり月1回までで加算の算定不可 ●在宅患者訪問薬剤管理指導料1~3と合わせて薬剤師1人あたり週40回に限り、週10回を限度として算定可 ●施行通知に沿って実施 ●薬局内で指導 ●服薬指導計画の作成 ●原則同一薬剤師により対応 ●結果を文書で情報提供 ●手帳の活用 ●薬剤配送時は受領の確認 ●配送費は実費を徴収可 |
| 届出 | 不要 | 必要 (薬剤服用歴管理指導料の4に規定するオンライン服薬 指導に係る届出を行っていること。) (参考:薬剤服用歴管理指導料4の施設基準) ●関連通知等に沿ってオンライン服薬指導を行う体制 ●1月当たり、オンライン服薬指導による指導料の算定回数割合が10%以下 |



算定できない利用者の明確化

- ●算定できない利用者の明確化
 - ◎やむを得ない場合を除き、通院が容易な利用者には算定できない

2021年度改定で追加された内容

| | 介護報酬 | 調剤報酬 |
|------|--|--|
| 留意事項 | 6 居宅療養管理指導費 (1) 通院が困難な利用者について 居宅療養管理指導費は、 | 1 在宅患者訪問薬剤管理指導料 (1)(略) 在宅患者訪問薬剤管理指導料は、 |
| | 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、 定期的に訪問して指導等を行った場合の評価であり、 継続的な指導等の必要のないものや通院が可能なものに対して | 定期的に訪問して訪問薬剤管理指導を行った場合の評価であり、 継続的な訪問薬剤管理指導の必要のない者や通院が可能な |
| | 安易に算定してはならない。 例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができるものなどは、通院は容易であると考えられるため、居宅療養管理指導費は算定できない (やむを得ない事情がある場合 | 者に対して安易に算定してはならない。 例えば、少なくとも独歩で家族又は介助者等の助けを借りずに来 局ができる者等は、来局が容易であると考えられるため、在宅患 者訪問薬剤管理指導料は算定できない。 |
| | 食官垤拍导負は昇足できない <u>(120を待ない事情がある場合</u> <u>を除く。)</u> 。 | 日前四条門日生田等性は昇足してあい。 |

医療保険(調剤報酬)よりは要件が緩和されている。
どのような事情が「やむを得ない事情」と認められるかは不明だが、医師の判断に委ねられるものと考えられる。

| | 居宅療養管理指導費 | 在宅患者訪問薬剤管理指導料 |
|-----------------|--|---|
| 情報提供対象者 | ・医師、ケアマネージャーへの情報提供は必須 | ・医師は必須 ・必要に応じて歯科医師、訪問看護師 |
| 距離制限 | ・通常の事業の実施地域を運営規定に定める | ・調剤薬局所在地の半径16km範囲内 |
| 患者との契約内容 | ・個人情報利用同意書 (個人情報を関係者間で共有するため)・契約書(必須)・重要事項説明書(必須) | ・個人情報利用同意書(個人情報を関係者間で共有するため) |
| 掲示物 | ・運営規定の概要 ・介護保険サービス提供事業者としての詳細 (いずれも薬局内) | ・訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨 (薬局内) 【地域支援体制加算を算定している場合に は、薬局の外側にも掲示が必要】 |
| 算定する際に 必要な届出 | ・介護給付費の請求及び受領に関する届出 →国保連合会介護保険係 ・居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理 指導それぞれの事業所指定に係る記載事項 →都道府県等の介護保険の担当部署 ↑上記二つはみなし指定されているため、 基本的には届出は不要 | ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨 →地方厚生局 ・在宅患者オンライン服薬指導料 薬剤服用歴管理指導料(4)(ご係る届出 →地方厚生局 |



介護保険利用者に算定できる調剤報酬①

| | 入院中以外の患者 (老健・特養入所者以外) | 老人保健施設(老健) 入所者 | 特別養護老人ホーム(特養) 入所者 |
|-------------------|----------------------------------|-------------------|----------------------|
| 薬剤服用歴管理指導料 | | × | 0 |
| かかりつけ薬剤師指導料 | (同一月に居宅療養管理指導費を 算定している場合は不可 | × | × |
| かかりつけ薬剤師包括管理料 | 指導計画の疾病と別の疾病等に係る 臨時投薬であれば算定可) | × | × |
| 外来服薬支援料 | (同一月に居宅療養管理指導費を 算定している場合は不可) | × | |
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料 | × | × | (末期の悪性腫瘍の患者に限る) |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 | | × | (末期の悪性腫瘍の患者に限る) |
| 在宅患者緊急時等共同指導料 | (同一月に居宅療養管理指導費を 算定している場合は不可) | × | (末期の悪性腫瘍の患者に限る) |
| 退院時共同指導料 | _ | × | _ |
| 服薬情報等提供料 | (同一月に居宅療養管理指導費を 算定している場合は不可) | × | |
| 上記以外 (調剤基本料、調剤料等) | | × | |

(参考) 令和2年3月27日「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について



介護保険利用者に算定できる調剤報酬(2)

| | 介護医療院入所者 | 介護療養型医療施設入院患者 | 医療機関入院患者 (介護療養型以外) |
|----------------------|----------|---------------|-----------------------|
| 薬剤服用歴管理指導料 | × | × | × |
| かかりつけ薬剤師指導料 | × | × | × |
| かかりつけ薬剤師包括管理料 | × | × | × |
| 外来服薬支援料 | × | × | × |
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料 | × | × | × |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 | × | × | × |
| 在宅患者緊急時等共同指導料 | × | × | × |
| 退院時共同指導料 | × | × | 0 |
| 服薬情報等提供料 | × | × | × |
| 上記以外 (調剤基本料、調剤料等) | × | × | × |

(参考) 令和2年3月27日「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について



介護保険で加算の対象となっている主な地域 (告示第53号)

| 都道府県名 | 市町村名 | 都道府県名 | 市町村名 | 都道府県名 | 市町村名 | 都道府県名 | 市町村名 | 都道府県名 | 市町村名 |
|-------|------|------------|-------|-----------|--------|------------|-------|-------|------|
| | 函館市 | | 更別村 | | 白山市 | - 島根 | 川本町 | 熊本県 | 山都町 |
| | 名寄市 | 1 | 幕別町 | - -石川県 | 志賀町 | - 版 | 邑南町 | | 佐伯市 |
| | 歌志内市 | 1 | 本別町 | 10川県 | 穴水町 | 岡山県 | 高梁市 | 大分県 | 臼杵市 |
| | 伊達市 | 北海道 | 厚岸町 | | 能登町 | | 美咲町 | | 玖珠町 |
| | 福島町 | | 浜中町 | | 甲府市 | | 呉市 | 宮崎県 | 日南市 |
| | 森町 | | 標茶町 | 山梨県 | 甲斐市 | | 東広島市 | | 串間市 |
| | せたな町 | | 弟子屈町 | | 富士河口湖町 | 広島県 | 安芸高田市 | 鹿児島県 | 伊佐市 |
| | 蘭越町 | 岩手県 | 盛岡市 | | 大町市 | | 安芸太田町 | | |
| | ニセコ町 | | 栗原市 | | 麻績村 | | 北広島町 | | |
| | 真狩村 | _ - 宮城県 | 丸森町 | 長野県 | 筑北村 | 山口県 | 岩国市 | | |
| | 留寿都村 | ᄝᇄᄖ | 加美町 | | 池田町 | | 長門市 | | |
| | 共和町 | | 女川町 | | 白馬村 | 一徳島県 | 神山町 | | |
| | 積丹町 | 秋田県 | 由利本荘市 | | 浜松市 | 心场乐 | 東みよし町 | | |
| | 奈井江町 | 山形県 | 尾花沢市 | | 沼津市 | 高知県 | 須崎市 | | |
| 北海道 | 浦臼町 | | 大江町 | | 島田市 | | 香美市 | | |
| | 雨竜町 | | 舟形町 | | 藤枝市 | | 土佐町 | | |
| | 北竜町 | | 鮭川村 | | 伊豆市 | | 大豊町 | | |
| | 佐呂間町 | | 戸沢村 | 愛知県 | 豊田市 | | 仁淀川町 | | |
| | 湧別町 | 福島県 | 郡山市 | | 新城市 | | 津野町 | | |
| | 大空町 | 栃木県 | 鹿沼市 | | 設楽町 | | 四万十町 | | |
| | 壮瞥町 | | 十日町市 | | 東栄町 | | 飯塚市 | | |
| | 厚真町 | | 村上市 | | 姫路市 | | 豊前市 | | |
| | 洞爺湖町 | 女(2)日 | 糸魚川市 | 兵庫県 | 佐用町 | _ -福岡県 | 嘉麻市 | | |
| | 安平町 | 新潟県 | 上越市 | | 新温泉町 | | 八女市 | | |
| | むかわ町 | 1 | 阿賀町 | | 有田川町 | | 添田町 | | |
| | 日高町 |] | 津南町 | 和歌山県 | すさみ町 | | 築上町 | | |
| | 士幌町 | | 小松市 | 鳥取県 | 八頭町 | 一佐賀県 | 鹿島市 | | |
| | 鹿追町 | 石川県 | 輪島市 | 島根県 | 浜田市 | 7 任貝宗 | 太良町 | | |
| | 中札内村 | 7 | 珠洲市 | 50 低 | 江津市 | 熊本県 | 八代市 | | |

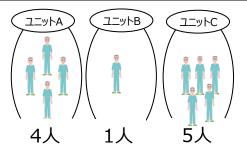
※ こちらの表は参考資料です。詳細なエリアはさらに当該地区の名称として細分化されています。該当する地域の場合は告示53号をご参照いただきますようお願いします。こちらの市町村に該当しない場合は、加算の対象エリアではありません。

単一建物診療患者の人数とは

・当該患者が居住する建築物に居住するもの のうち、当該保険薬局が訪問薬剤管理指導 料を算定する者の人数

2018年の改定では単一建物診療患者の考え方の変更と共に、日毎に変化していた人数カウントを月毎の算出に改めた。

認知症対応型共同生活介護事業所の場合 (グループホーム)





ユニットA 320点×4人= 1280点 ユニットB 650点×1人= 650点 ユニットC 320点×5人= 1600点 計 3530点

ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所のそれぞれのユニットにおいて算定する人数



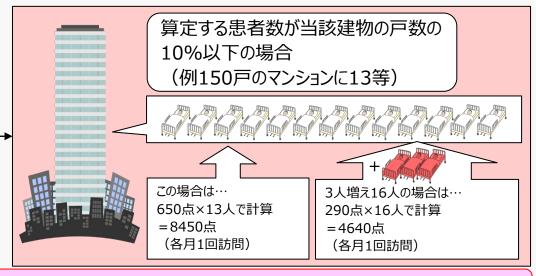
特殊ルール



当該建物の戸数が20戸未満で算定する患者が2名以下の場合

650点×2人で計算(各月1回訪問)

650点×2人で計算(各月1回訪問)



2020年の調剤報酬の算定要件には、「在宅協力薬局」の項(ウ)として書かれているが、医科診療報酬、介護報酬では在宅協力薬局に限っていないため、在宅基幹薬局にも当てはまると解釈している。



在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定できる患者とは



以外の患者



上記の例外となる患者(在宅点数算定可能な患者)

- ・(介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)
- ・(介護予防)短期入所療養介護 (医療型ショートステイ) を受けている患者



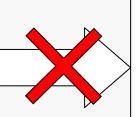




特別養護老人ホーム 末期がんの患者

在宅協力薬局 として対応する 場合も、点数算 定自体は、在 宅基幹薬局が 算定する。

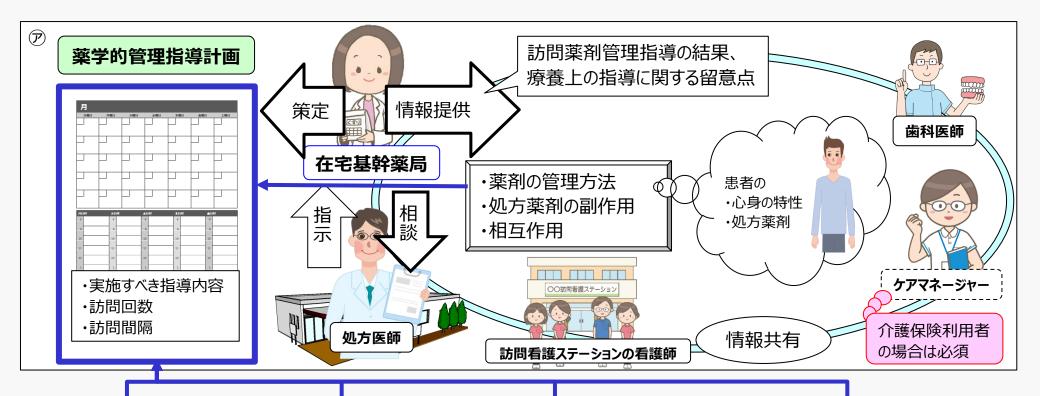








薬学的指導計画と情報共有











薬剤服用歴への記録内容

薬剤服用歴管理指導料の記録内容

●ア 患者の基礎情報

(氏名、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、必要に応じて緊急連絡先)

- ●イ 処方及び調剤内容等
 - (処方した保険医療機関名、処方医氏名、処方日、調剤日、調剤 した薬剤、処方内容に関する照会の要点等)
- ●ウ 患者の体質(アレルギー歴、副作用歴等を含む)、薬学的管理に 必要な患者の生活像及び後発医薬品の使用に関する患者の意向
- ●工 疾患に関する情報 (既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。)
- ●オ 併用薬

(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。)等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取 状況

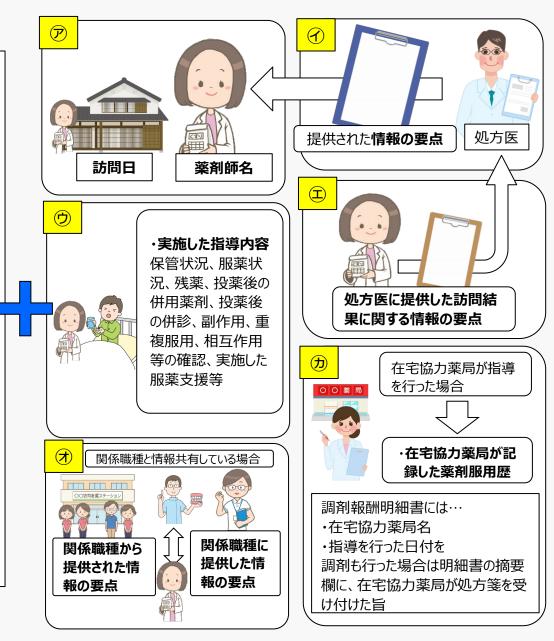
●力 服薬状況

(残薬の状況を含む。)

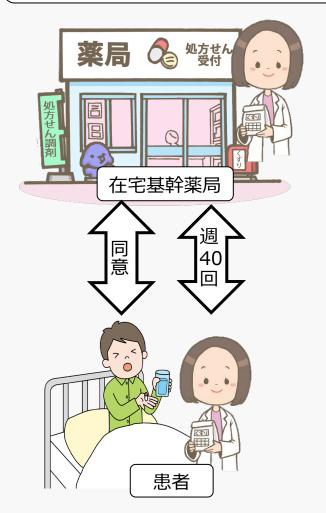
- ●キ 患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)及び 患者又はその家族等からの相談事項の要点
- ●ク服薬指導の要点
- ●ケ 手帳活用の有無 (手帳を活用しかかった場合

(手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無)

- コ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
- ●サ 指導した保険薬剤師の氏名



1から3並びに在宅患者オンライン服薬指導料を合わせて、薬剤師1人あたり週40回を限度





☆訪問薬剤管理指導は、調剤した薬剤の服用期間内に患者の同意を得て 実施。



調剤を行っていない月に訪問薬剤管理指導を実施した場合は、当該調剤年月日及び投薬日数を調剤報酬明細書の摘要欄に記入する

週2回、月8回まで

算定間隔は6日以上



他の調剤報酬点数との算定に関する注意点



処方箋の受付回数については、 **単一建物診療患者が 1人**の場合は、調剤基本料 の受付回数の計算に含める。

在宅患者訪 問薬剤管理指導料

算定月内

薬学的管理指導計画

薬剤服用歴管理指導料かかりつけ薬剤師包括管理料

服薬情報等提供料

例外なく **算定不可**

外来服

薬支援料

指導計画に係る疾病とは別の疾病

負傷による臨時の処方箋によって調剤を行った場合

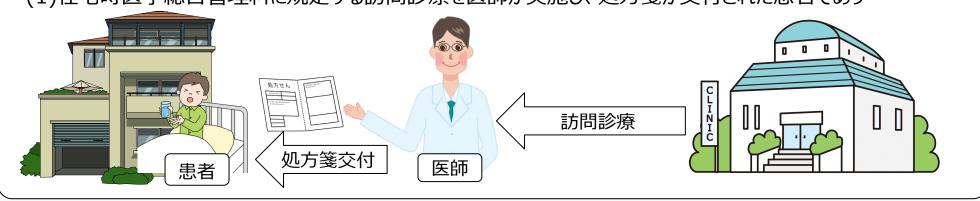
以外は算定不可



在宅患者オンライン服薬指導料 対象患者

日医工MPS

(1)在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療を医師が実施し、処方箋が交付された患者であり…





(2)保険薬局において在宅患者訪問薬剤管理指導料を月1回のみ算定している患者であること



在宅患者訪問薬剤管理指導料を 月1回算定





この患者に対し、オンライン服薬指導(訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く)を行った場合、57点算定

在宅患者オンライン服薬指導料 算定要件

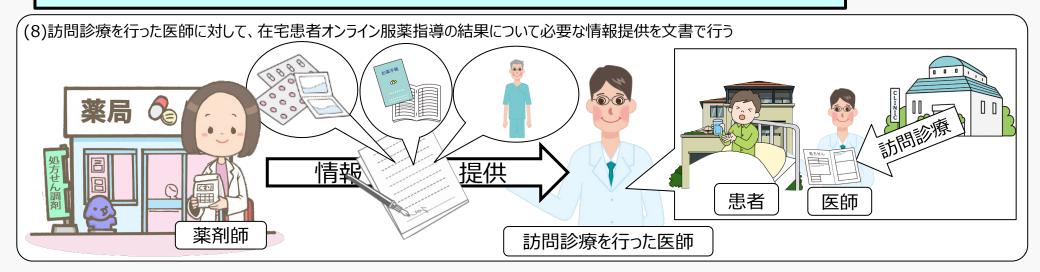
日医工MPS

※算定要件(3)~(7)、(9)~(11)までは、薬剤服用歴管理指導料4の算定要件(2)~(9)と共通のため省略

- (1)在宅患者オンライン服薬指導の対象患者に対し、オンライン服薬指導(訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く)を行った場合に月1回にかぎり 算定。
- (2)在宅患者訪問薬剤管理指導料と在宅患者オンライン服薬指導料を合わせて保険薬剤師1人につき週40回に限り算定できる

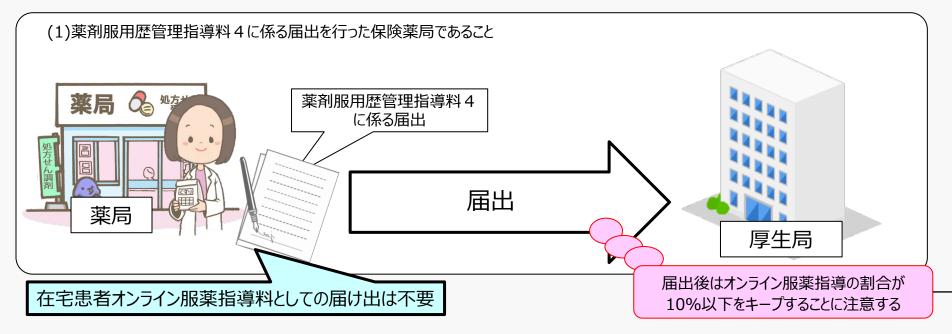


在宅患者訪問薬剤管理指導料の加算及び在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料の算定は不可



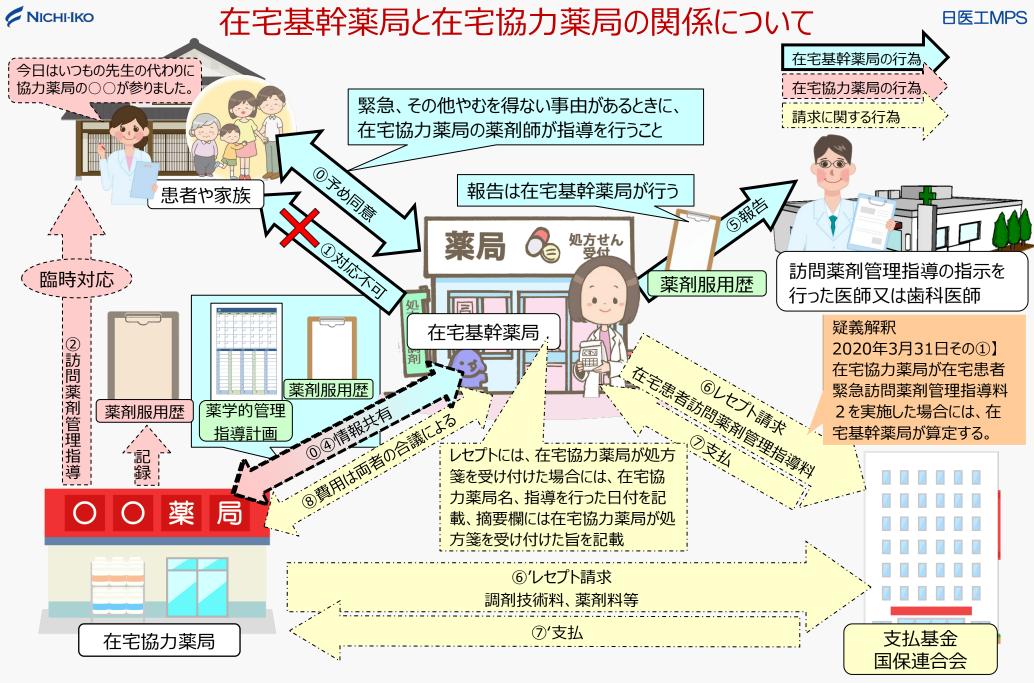


在宅患者オンライン服薬指導料 施設基準



在宅患者オンライン服薬指導料 算定実績のカウント判断

| 他の調剤報酬で求 | 他の調剤報酬で求められている算定実績として、カウント対象となるか? | | | | | | | |
|-------------|-----------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 地域支援体制加算 | 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績 | × | | | | | | |
| 在宅患者調剤加算 | 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績 | × | | | | | | |
| 薬剤服用歴管理指導料4 | 情報通信機器を用いた服薬指導の算定回数 | 0 | | | | | | |

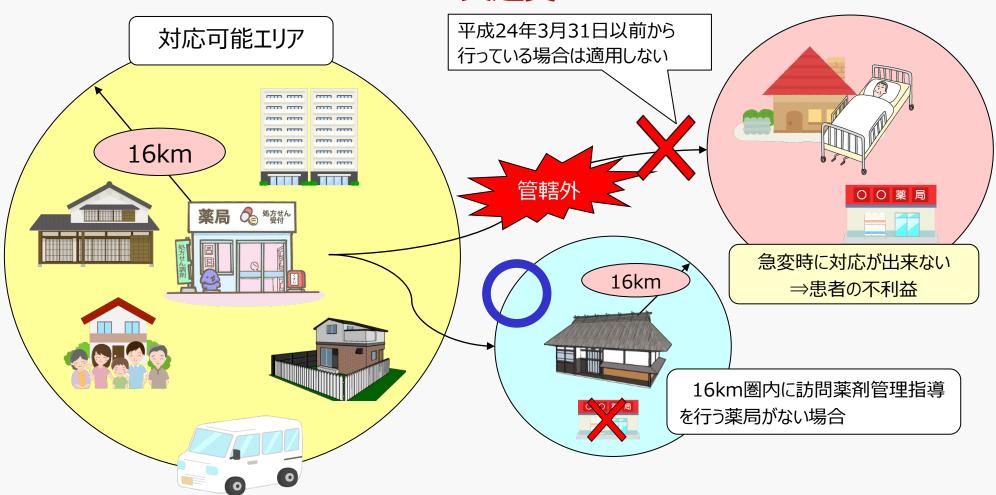




16km要件

日医工MPS

交通費



在宅患者訪問薬剤管理指導費に要した交通費は、患家の負担とし、費用は実費となる。

居宅の場合は、 「通常の運営の実施地域」 を運営規定に定める必要があります。



在宅患者訪問薬剤管理指導料と他の薬学管理料等との関係

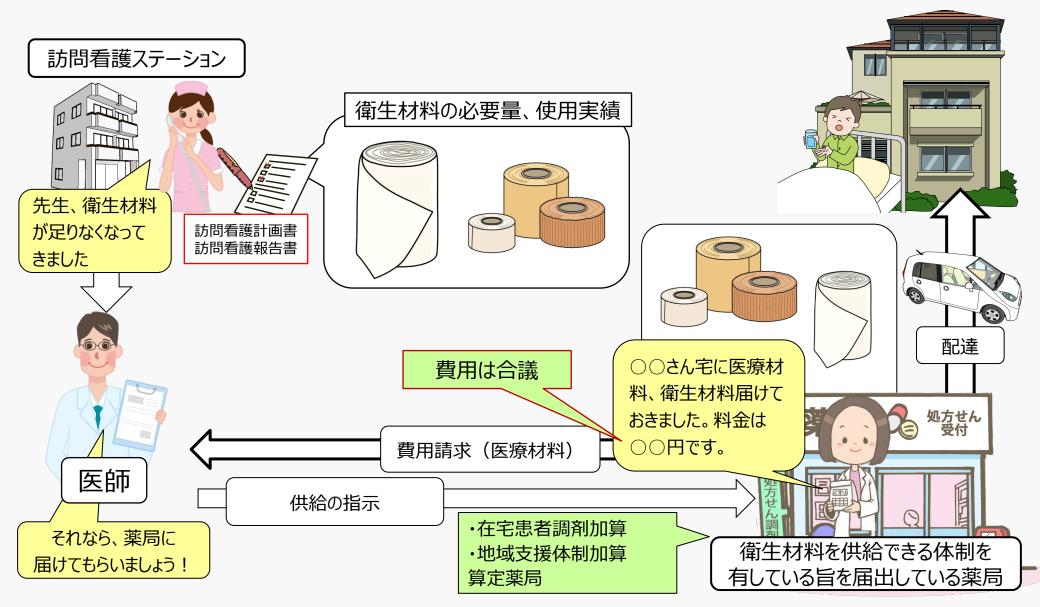
在宅患者訪問薬剤管理指導料

| 項目 | 算定回数 | 算定の可否 |
|--------------------------|-----------|-----------------|
| 薬剤服用歴管理指導料1,2,3,4(加算も含む) | 処方箋受付ごと | X **1 |
| かかりつけ薬剤師指導料 | 処方箋受付ごと | × |
| かかりつけ薬剤師包括管理料 | 処方箋受付ごと | × |
| 外来服薬支援料 | 月1回まで | × |
| 服用薬剤調整支援料1 | 月1回まで | 0 |
| 服用薬剤調整支援料 2 | 3月に1回まで | О |
| 経管投薬支援料 | 患者ごとに1回のみ | 0 |

※1 訪問薬剤管理指導の薬学的管理指導計画に係る別の疾病又は負傷に係る臨時の処方を行った場合を除く

麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、乳幼児服薬指導加算は在宅患者薬剤服用歴管理指導料内に設定あり。







医療機関から求められる衛生材料の例

| 在宅医療で使用される衛生材料等について | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-------------|--|
| 【医薬品】 | | | | |
| ・キシロカインゼリー | ・消毒用エタノール | ・ポビドンヨード液 | ・滅菌グリセリン | |
| ・グルコン酸クロルヘキシジン | ・グリセリン浣腸液 | ・オリーブ油 | ・塩化ベンザルコニウム | |
| ・白色ワセリン | •生理食塩液 | ・精製水 | •滅菌蒸留水 等 | |
| 【衛生材料】 | | | | |
| ・ガーゼ | •脱脂綿 | ・綿球 | ・滅菌手袋 | |
| ・絆創膏 | ・油紙・リント | ・綿棒布 | ・包帯 | |
| ・テープ類 | •医療用粘着包帯 | ・ドレッシング材 | ・使い捨て手袋等 | |
| 【医療機器等】 | | | | |
| •採尿•痰•血容器 | ・イルリガードル | ・蓄尿バッグ | ・カテーテルチップ | |
| ・酸素カニューレ | ・吸引カテーテル | ・導尿カテーテル | ・延長チューブ | |
| ・キャップ | ・ポンプ用ルート | ・鑷子等 | ・三方括栓 | |
| ・点滴用ルート | | | 等 | |

平成25年10月23日 中医協総会 在宅医療その4 資料より



在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤①



| インスリン製剤 | 人工腎臓用透析液 |
|-------------------------|--|
| ヒト成長ホルモン剤 | (在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る) |
| 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤 | 血液凝固阻止剤 |
| 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤 | (在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る) |
| 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤 | 生理食塩水 |
| 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤 | (在宅血液透析患者に対して使用する場合及びこちらに掲げる注射薬を投与するに当 |
| 遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤 | たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る) |
| 乾燥人血液凝固第IX因子製剤 | プロスタグランジン 2製剤 |
| 活性化プロトロンビン複合体 | モルヒネ塩酸塩製剤※2 |
| 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体 | エタネルセプト製剤 |
| 自己連続携行式腹膜灌流用灌流液 | 注射用水 |
| 在宅中心静脈栄養法用輸液※1 | (こちらに掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る) |
| 性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤 | ペグビソマント製剤 |
| 性腺刺激ホルモン製剤 | スマトリプタン製剤 |
| ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体 | フェンタニルクエン酸塩製剤※2 |
| ソマトスタチンアナログ | 複方オキシコドン製剤※2 |
| 顆粒球コロニー形成刺激因子製剤 | オキシコドン塩酸塩製剤※2 |
| インターフェロンアルファ製剤 | ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤 |
| インターフェロンベータ製剤 | デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤 |
| ブプレノルフィン製剤 | デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤 |
| 抗悪性腫瘍剤 | プロトンポンプ阻害剤 |
| グルカゴン製剤 | H 2 遮断剤 |
| グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト | カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤 |
| ヒトソマトメジンC製剤 | トラネキサム酸製剤 |
| | ※印はP27で詳しく解説します |

処方医及び保険薬剤師の医学薬学的判断に基づき適当を認められるものは、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与OK

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)及び令和3年3月5日発出 厚生労働省告示第六十三号より抽出



在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤②



| フルルビプロフェンアキセチル製剤 | 脂肪乳剤 |
|--|-------------------------------|
| メトクロプラミド製剤 | セクキヌマブ製剤 |
| プロクロルペラジン製剤 | エボロクマブ製剤 |
| ブチルスコポラミン臭化物製剤 | ブロダルマブ製剤 |
| グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L - システイン塩酸塩配合剤 | アリロクマブ製剤 |
| アダリムマブ製剤 | ベリムマブ製剤 |
| エリスロポエチン | イキセキズマブ製剤 |
| (在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに | ゴリムマブ製剤 |
| 対して使用する場合に限る) | エミシズマブ製剤 |
| ダルベポエチン | イカチバント製剤 |
| (在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに | サリルマブ製剤 |
| 対して使用する場合に限る) | デュピルマブ製剤 |
| テリパラチド製剤 | ヒドロモルフォン塩酸塩製剤※2 |
| アドレナリン製剤 | インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤 |
| ヘパリンカルシウム製剤 | ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤 |
| アポモルヒネ塩酸塩製剤 | 遺伝子組換えヒトvonWillebrand 因子製剤 |
| セルトリズマブペゴル製剤 | ブロスマブ製剤 |
| トシリズマブ製剤 | アガルシダーゼ アルファ製剤 |
| メトレレプチン製剤 | アガルシダーゼ ベータ製剤 |
| アバタセプト製剤 | アルグルコシダーゼ アルファ製剤 |
| pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤 | イデュルスルファーゼ製剤 |
| 電解質製剤※3 | イミグルセラーゼ製剤 |
| 注射用抗菌薬 | エロスルファーゼ アルファ製剤 |
| エダラボン製剤 | ガルスルファーゼ製剤 |
| (筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る) | セベリパーゼ アルファ製剤 |
| アスホターゼ アルファ製剤 | ベラグルセラーゼ アルファ製剤 |
| グラチラマー酢酸塩製剤 | ラロニダーゼ製剤 |

 \triangle

※印はP7で詳しく解説します

処方医及び保険薬剤師の医学薬学的判断に基づき適当を認められるものは、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与OK

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)及び令和3年3月5日発出 厚生労働省告示第六十三号より抽出

本資料は、2021年3月17日迄の情報に基づき、日医工(株)MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



注射薬の調剤上の注意点

在宅中心静脈栄養法用輸液※1

=高カロリー輸液 + ビタミン剤

高カロリー輸液用微量元素製剤 血液凝固阻止剤

処方医および保険薬剤師の医学薬学的な判断に 基づき適当と認められるものについて、在宅自己中 心静脈栄養法用輸液に添加して投与しても可

「モルヒネ塩酸塩製剤」

「複方オキシコドン製剤 |

「フェンタニルクエン酸塩製剤」

医療用麻薬※2に該当する下記の製剤

患者に渡す場合は下記の処置★が必要

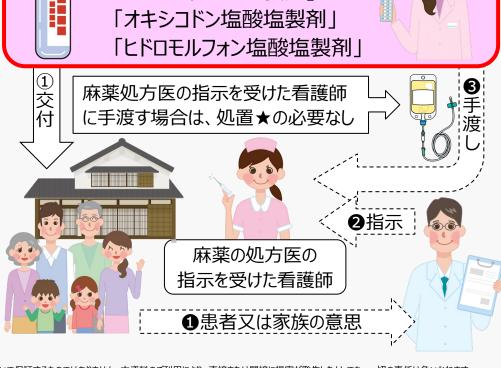
- ★薬液が取り出せない
- ★注入速度を変更できない注入ポンプ等に 必要に応じて生理食塩水等で希釈の上 充填して交付する

電解質製剤※3=経口摂取不能または不十分な場

① 麻薬処方医の指示を受けた

合の水分・電解質の補給維持を目的とした注射薬 (高カロリー輸液を除く)をいい、電解質製剤以外に

- •電解質補正製剤
- (電解質製剤に添加して投与する注射薬に限る)
- ・ビタミン剤
- ・高カロリー輸液用微量元素製剤
- ・血液凝固阻止剤を投与することができる。





日医工がお届けする 5 200-15 は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- · 調剤報酬全点数情報
- ・地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧 DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・その他医療制度に関する情報

会員登録は、無料

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!



スマートフォンで簡単登録

会員特典1

資料の先行公開

パソコン画面で入力

会員特典2

更新情報をメールでお知らせ

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index